

第5回岡山県最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和7年8月20日（水曜日）午後1時～
- 2 場 所 岡山市北区本町6-30
第一セントラルビル2号館8階 Earth
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
西 田 和 弘
長谷川 珠 子 |
| 労働者代表委員 | 小 橋 政 次
高 山 伸 男
西 崎 知 佳 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 黒 田 和 美 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官 ただ今より、第5回岡山県最低賃金専門部会を開催いたします。
定足数の確認について報告申し上げます。本日は、現時点において使用者側の鶴海委員が欠席されておりまして、他の委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数の3分の2以上、または、公労使各委員の3分の1以上の出席の条件を満たしておりますことを報告いたします。

なお、鶴海委員は途中から出席される可能性がございますので、ご了承ください。

本日御審議いただきます議題について説明申し上げます。

(1) 岡山県最低賃金額審議
でございます。

それでは、部会長よろしく願いいたします。

片山部会長 皆様、本日も御苦勞様です。

それでは、第5回岡山県最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日の専門部会は公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は委員の皆様の忌憚のないご意見をいただく必要があると考えますので非公開といたします。

本日までの他局の金額改定状況につきまして、情報があれば事務局より情報提供をお願いします。

黒田室長 それでは、昨日までの他局の結審状況を説明いたします。
Aランク大阪局、1,177円、プラス63円 10月16日発効
Bランク山口局、1,043円、プラス64円 10月16日発効
以上です。

片山部会長 それでは、前回までの審議状況を踏まえまして、本日は、公労・公使の二者協議にすぐ入りたいと思います。よろしいでしょうか。
その前提として打合せ時間は必要でしょうか。

労働者側委員 お願いします。

片山部会長 何分くらい必要でしょうか。

労働者側委員 15分くらいお願いします。

片山部会長 使側の委員の皆さんもよろしいでしょうか。

使用者側委員 はい。

片山部会長 それでは、13 時 20 分に再開とします。労使委員の方は別室にて打合せをお願いします。時間になりましたら、労側委員の方は入室をお願いします。傍聴の方、報道機関の方も一旦退室をお願いします。

黒田室長 事務局で控室にご案内いたします。

(各側、公益委員と個別協議実施)

片山部会長 それでは再開します。これより公労使の全体会議を始めます。
先ほど、労使それぞれから金額提示がありました。ここで提示額とその理由について概要をご説明します。

結論をお伝えしますと、労側からは前回 71 円からマイナス 3 円の 68 円の提示がありました。一方で使側からは前回 58 円でしたが、58 円据え置きのご意見がありました。

まず、労側の意見を簡単にご説明しますと、前回同様、生活必需品を含む物価上昇、賃上げの上昇、春闘の流れを踏まえると、これまで提示した金額でも限界であるが、歩み寄りの観点から使側が重視している影響率も加味すると、71 円の影響率は 29.27%、一方で 3 円マイナスの 68 円では影響率は 26.03%と 3 %低くなる。そうしたことも加味して 68 円の提示がありました。

一方で使側としては、58 円の提示は現状最大限の数字であって、影響率をいかに抑えるか、急激な上昇による企業への負担を踏まえると 58 円は妥当であり、据え置くとのことのご意見でした。

現状では双方の提示額は 68 円と 58 円であり、まだ 10 円の開きがある状況ですが、今後の進行について委員の皆さん、ご意見がございますか。

労側委員の皆さん、いかがですか。

労働者側委員 労側として最大限引き下げた金額を提示している中で、これ以上の金額を提示する要素は見出せない状況にありますから、労側としては公益の見解に委ねたいと考えています。

片山部会長 使側委員はいかがですか。

使用者側委員 労使の意見がここまで開いたままで、時間を費やすことはいかが

かと思いますから、労側が公益の意見を聴きたいということであれば、反対するものではありません。

片山部会長

それでは、公益見解を出すかどうかも含めて、公益委員で協議させていただきたいと思います。お手数ですが労使委員の皆さん、一度退室をお願いします。傍聴の方、報道機関の方も一旦退室をお願いします。

(労使委員、それぞれ控室に移動)

(公益委員協議終了後、労使委員入室)

片山部会長

これより、公労使の全体会議を再開します。

労使双方からご意見をいただいて議論してきましたが、これまでの状況を踏まえたり、公益委員の協議を経まして、この後公益委員としての見解を示させていただきたいと考えています。この見解を決めるにあたって、公益委員でしばらく協議をさせていただきたいと思いますので、毎回で申し訳ありませんが、しばらく退室をお願いいたします。この後、公益委員としての見解をお示しします。

(労使委員、それぞれ控室に移動)

(公益委員協議終了後、労使委員入室)

片山部会長

大変お待たせしました。

それでは、全体会議を再開させていただきます。

早速ですが、公益委員としての見解を示させていただきます。

公益見解による岡山県最低賃金改定。令和7年8月20日。

現行額 時間額 982 円

改定後額 時間額 1,047 円

引上げ額 65 円

引上げ率 6.62%

発効予定日 令和7年12月1日

となります。

それでは、根拠を説明いたします。

今年度の中央最低賃金審議会における目安審議にあたっては、特に生計費を重視しており、なかでも、最低賃金に近い労働者の生活に密接に関連する食料品の消費者物価指数に着目しています。その上昇率は、直近9か月で6.4%となっていることから、全国加重平均の6%である63円を基準としています。

岡山県最低賃金専門部会においても同様に、消費者物価指数のうち特に食料品における上昇率に注目しており、岡山では直近9か月

で7.9%と全国同様に大きく上昇していることから、目安である63円を基準とすることは妥当であると判断いたしました。

そのうえで、隣県との地域間格差を考慮し、プラス2円を上乗せした65円が妥当であると判断いたしました。

一方で発効日につきましては、引上げ額が非常に大きいため、事務手続きなどを考慮し、本年12月1日の発効といたしました。

理由は以上となります。

それでは、この金額について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(部会長を除く公益2名、使側3名、計5名が挙手)

片山部会長

続きまして、反対の方は挙手をお願いいたします。

(労側3名、計3名が挙手)

片山部会長

結論として、賛成5名、反対3名。

従いまして、賛成多数をもって提示額を決議いたしました。

それでは、ただ今の金額をもって、岡山地方最低賃金審議会会長宛て報告文を作成し、第516回岡山地方最低賃金審議会において報告したいと思います。

そこで、報告文の作成に当たってお諮りしたいと思います。

昨年同様、この専門部会において取りまとめられました最低賃金額の引上げにおいて、政府に対する要望などを付議し、報告書を作成したいと思います。

内容の概要としては4点ございまして、1点目は、生産性向上・経営支援のための各種助成金は、要件緩和により、より多くの事業者が利活用しやすいものとする。2点目は、価格転嫁・取引適正化の徹底を図ること。3点目は、「年収の壁」、「社会保険に関する壁」に関して、労働者が就業調整せずとも安定した就労ができ、企業においても人手不足による企業負担、経営環境の悪化を招かない制度を早期に確立すること。4点目は、中央最低賃金審議会に対しては、目安の合理的根拠を示すためのさらなる努力など、目安への信頼感を確保するための取組を一層求めること。政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないこと。そうした附帯事項を付けたいと考えています。よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長 それでは、皆さんの賛同を得ましたので、意見を付議した報告書を作成することといたします。文面については公益委員に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

片山部会長 それでは、事務局で報告文（案）の準備をしてください。準備ができるまで 20 分ほど休会といたします。

(事務局で報告文（案）を準備し、配付)

片山部会長 それでは、再開いたします。
事務局で報告文（案）を読み上げてください。

黒田室長 報告文（案）を代読いたします。

(報告文（案）の読み上げ)

片山部会長 ただ今の報告文（案）について何か御意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(特になし)

片山部会長 意見がないようですので、(案)を取りまして、この後に開催する第 516 回岡山地方最低賃金審議会において、報告することといたします。
事務局から何かありますか。

黒田室長 特にございません。

片山部会長 それでは、これをもちまして今年度の岡山県最低賃金専門部会を終わります。
委員の皆さん大変御苦労様でした。